

Chapter 2

社会教育主事に求められる役割

東京家政大学教授
山本 和人

社会教育主事に求められる役割

- 1) 社会教育主事とは何か
- 2) 社会教育主事の法令上の規定
- 3) 社会教育主事に必要な資質・能力
- 4) これからの社会教育主事に求められる役割

1) 社会教育主事とは何か

- ① 社会教育行政の中核的な役割を担う、社会教育の専門的教育職員
- ② 都道府県や市町村教育委員会事務局に置かれる地方公務員
- ③ 社会教育を行う者に、専門的技術的な指導と助言を与える人
- ④ 社会教育主事になるためには国家資格を必要とする職

2) 社会教育主事の法令上の規定

(1/2)

- ① 社会教育法 第九条の二
都道府県及び市町村の教育委員会に社会教育主事を置く。
- ② 社会教育法 第九条の三
1 社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
ただし、命令及び監督をしてはならない。
- ③ 社会教育法 第九条の四
社会教育主事となりうる者の資格：国家資格が定められている。
- ④ 社会教育法 第九条の六
社会教育主事の研修：研修が行われることになっている。



2) 社会教育主事の法令上の規定 (2/2)

⑤ 教育公務員特例法 第2条の五

「5 この法律で『専門的教育職員』とは、指導主事及び社会教育主事をいう。」:専門的教育職員としての位置づけ



3) 社会教育主事に必要な資質・能力

①社会教育法から

②「社会教育主事の養成について(報告)」 (昭和61年 社会教育審議会・成人教育分科会)から



① 社会教育法から見る 社会教育主事に必要な資質・能力

- (1) 社会教育を行う者に対する専門技術的な助言と指導ができなければならない。
- (2) 社会教育主事となるためには、必要な資格があり、大学に2年以上在籍して、社会教育に関する科目の所定単位を修得し、1年以上の社会教育の実務経験を要する。すなわち、教養と社会教育に関する専門的知識、及び社会教育の実際・実務経験を持つ必要がある。



② 「社会教育主事の養成について(報告)」 からみる社会教育主事に必要な資質・能力

- (1) 学習課題の把握と企画立案の能力
- (2) コミュニケーション能力
- (3) 組織化援助の能力
- (4) 調整者としての能力
- (5) 幅広い視野と探究心



(1) 学習課題の把握と企画立案の能力について

- 社会教育を経営するという観点から、地域が当面している問題、住民の学習関心・学習要求、地域にある資源や教育力等を把握し、そのうえで必要な社会教育計画を立て、事業を円滑に実施するとともに、社会教育指導者に指導・助言することが主要な職務である。
- 地域と人をつかみ、施策や実際の活動に生かす能力。



(2) コミュニケーション能力について

- 学習機会や学習施設が多様に整備されて来た今日、学習に関わる情報を人々(個人やグループ)に提供し、学習上の相談に応じる社会教育の充実が必要となっている。
- 相談者の話をよく聞き取り、潜在的な要求までとらえ、適切な対応が必要である。それはコミュニケーション能力。




(3) 組織化援助の能力について

- 人々が集い、共に学び、結び合っていくことを奨励し、援助してきた。集団学習には個人学習では得にくい教育機能がある。そして、学習活動を通じて形成された人間関係が地域への関心と連帯感を高め、地域活動参加をもたらしてきた。
- 学習集団の学習成果を生み出すためには、学習者の集団をいかに適切に組織化できるかに関わっている。したがって、グループワーク等の人間関係や集団に関する知識と技術。




(4) 調整者としての能力について

- 今日の社会教育行政は、教育委員会以外の行政部門による社会教育関連事業や学校教育、民間の教育関連事業、企業内教育などとの連絡、連携、さらには、家庭、学校、社会との連携の推進、が必要になっている。
- 社会教育に関連する諸分野と協働していけるだけの視野の広さと調整能力。



(5) 幅広い視野と探究心について

- 人々の学習要求が多様化し高度化していることに
対応し、多種多様な内容と水準の学習機会の提供
や学習情報の提供・学習相談等が求められている。
また、人々の学習要求や社会が要請する課題を把
握し、その対応を的確に判断しなければならない。
- 幅広い視野と一般的な知識を豊かに持ち、様々な
内容の領域の基本的な構造を読み取る方法論を持
つ。それは自ら進んで行う学習の結果であり、旺盛
な探究心を持つことが必要。



4) これからの社会教育主事に 求められる役割

- ① 新教育基本法の新規定から
- ② 「教育振興基本計画」への貢献から
- ③ 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について
～知の循環型社会の構築を目指して～(答申)」
(平成20年 中央教育審議会)から



① 新教育基本法の新たな規定から

- (1) 第12条の社会教育の規定に加え、第13条に、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」という条文が設けられた。
- (2) この規定に実質的に応えなければならないのは、社会教育関係者・社会教育行政であり、社会教育主事はその中心となって役割を果たしていくべきであろう。



② 「教育振興基本計画」への貢献から

国の策定する「教育振興基本計画」を参酌し、地域の実情に応じた、地方公共団体の「教育振興基本計画」を立案することになっている。こうした計画策定に積極的に関わると同時に、その実施に向けて取り組むことが求められる。



③ 中央教育審議会の答申(H.20)から (1/3)

具体的な役割・機能として、次のことをあげている。

- (1) 地域の学習課題やニーズの把握・分析
- (2) 企画立案やその他の企画の運営を通じた地域における仕組みづくり
- (3) 関係者・各機関との広域的な連絡・調整
- (4) 当該活動に参画する地域の人材確保・育成
- (5) 情報収集・提供・相談・助言等



③ 中央教育審議会の答申(H.20)から (2/3)

A コーディネーターとしての役割

- 社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整

- 関係者の具体的な活動を触発

③ 中央教育審議会の答申(H.20)から (3/3)

B 新教育基本法第十三条の実現、 社会教育法九条の三の実行

- 第13条:学校、家庭、および地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。
- 第9条の三の2:社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

ま と め

- ① 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門職員。社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たす。
- ② 今後は、生涯学習・社会教育を推進する活動において、関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たす。
- ③ 学校、家庭、地域住民等の連携に関し、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、学校長の求めに応じて助言していく。

このような点が、「社会教育主事に求められる役割」といえるでしょう。